

建設業の労働災害が増加しています！

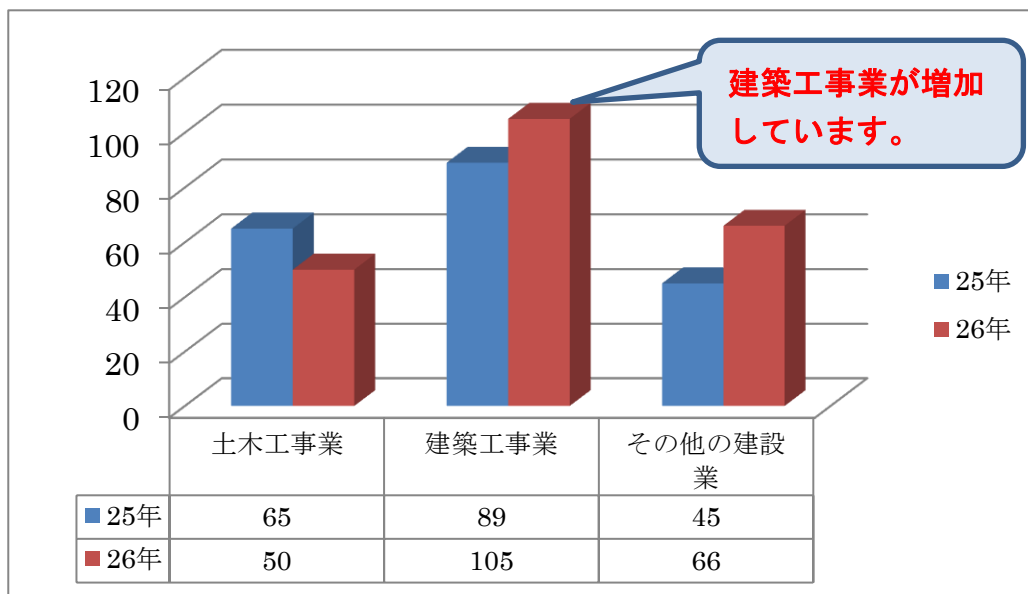
建設業の皆さまへ

～ 土木工事業は減少、建築工事業・その他の建設業は増加 ～

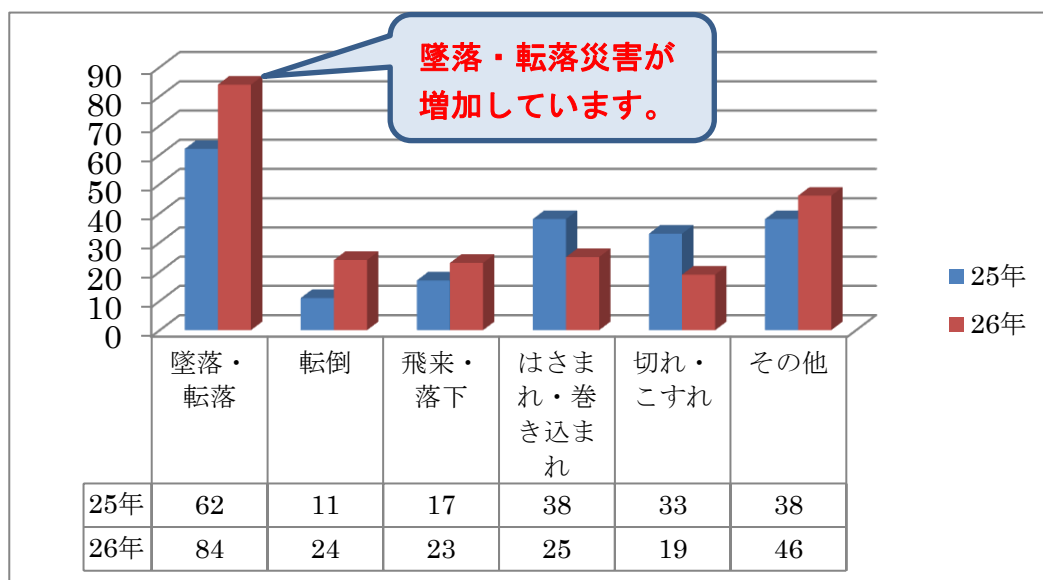
茨城県内の平成 26 年の建設業の労働災害発生状況（8 月末現在）は、**死亡者数は 7 人**となり対前年比 2 人の減少となっていますが、**死傷者数は 221 人で対前年比 22 人（+11.1%）の大幅な増加**となっています。業種別では、土木工事業で減少していますが、建築工事業、その他の建設業において増加しています。事故の型では、**墜落・転落災害が 84 人、対前年比 22 人（+35.5%）と急増**しています。また、転倒災害、飛来・落下災害も増加しています。

それぞれの現場において、高所からの墜落・転落災害防止対策、建設機械との接触災害防止対策、掘削作業時の土砂崩壊災害防止対策が適切に実施されているか、**労働災害防止対策の総点検**をお願いします。

1 業種別災害発生状況（平成 26 年 8 月末日現在）



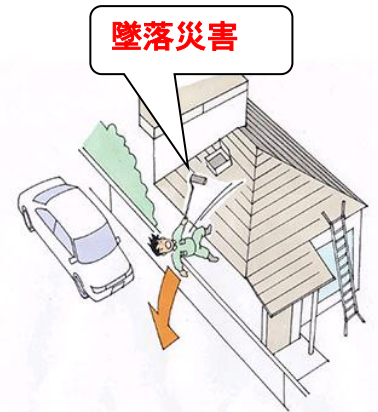
2 事故の型別災害発生状況（平成 26 年 8 月末日現在）



災害の多くは、基本的な労働災害防止対策が不十分であったために発生しています。建設業の三大災害防止のため、以下の労働災害防止対策が講じられているか現場の状況を総点検してください。特に、平成 26 年は墜落・転落災害が急増していますので、ご注意ください。

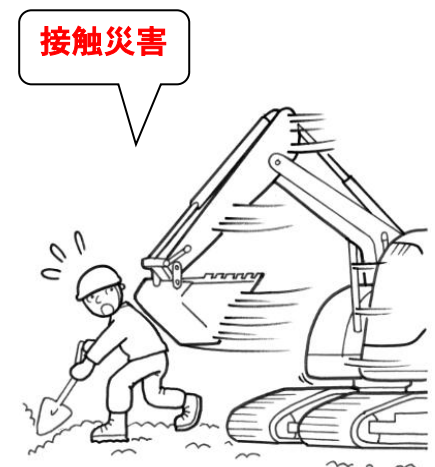
1 墜落・転落災害の防止

- (1) 高さ 2m 以上の高所で作業を行う場合は、作業床（足場）を設置し、手すりを取り付けましょう。足場の設置が困難な場合は、親綱を張って安全帯を使用しましょう。
- (2) 開口部には、覆いや囲いを設置しましょう。
- (3) はしごを使用する場合は、固定して転倒を防止しましょう。
- (4) スレート屋根上で作業する場合は踏み抜き防止のため、歩み板（30 cm 以上）を設け、墜落防止のネットを張りましょう。
- (5) 保護帽（ヘルメット）や安全帯を着用し、安全帯は必ず使用しましょう。



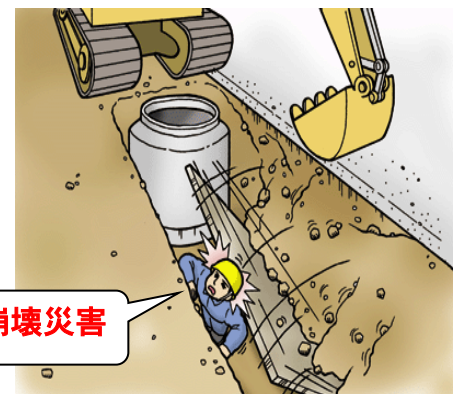
2 建設機械災害の防止

- (1) 有資格者（技能講習修了者等）に建設機械（ドラグ・ショベル等）の運転を行わせましょう。（無資格就業の禁止）
- (2) 柵などを設置し旋回範囲内の立入り禁止を徹底させましょう。旋回範囲に立ち入る場合は、誘導員を置きましょう。
- (3) クレーン機能付きドラグ・ショベルを使用する場合は、荷のつり上げを行う場合は、クレーンモードに切り替えて、定格荷重を超えないようにしましょう。



3 土砂崩壊災害の防止

- (1) 掘削作業を行う前に、掘削箇所周辺の地山の状況や埋設物の有無の調査を行いましょう。
- (2) この調査結果をもとに、作業計画を立てましょう。
- (3) 地山の土質に応じて、土止め支保工を設置し土砂崩壊を防止しましょう。上下水道工事の掘削作業では、安全に施工できる土止め先行工法を採用しましょう。



4 その他

9 月になっても、暑い日があります。**熱中症の予防**のため、暑さ指数（WBGT 値）を把握し、適切な休憩時間を確保しましょう。また、水分・塩分の摂取や不調者がいないかの確認を徹底しましょう。

建設業では、技能労働者や現場管理者の不足等が労働災害防止措置に影響しているのではないかと懸念されています。特に、新規採用者については、知識や経験が十分でないため、安全意識が向上するよう効果的な安全教育を行ってください。